

No. 09-F-001

農業近代化資金の都道府県別融資状況  
—2005年制度改正後を主な対象として—

岩瀬沙織\*・泉田洋一\*\*

2009年3月

\*東京大学大学院農学生命科学研究科  
農業・資源経済学専攻  
農村開発金融研究室  
e-mail:armadillo1105@yahoo.co.jp

\*\*東京大学大学院農学生命科学研究科  
農業・資源経済学専攻  
農村開発金融研究室  
e-mail:aizumid@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp

農業近代化資金の都道府県別融資状況  
—2005 年制度改正後を主な対象として—

岩瀬沙織・泉田洋一

目次

1. はじめに
2. 農業近代化資金制度の概要
  - 1) 農業近代化資金制度
  - 2) 農業信用保証保険制度と農業近代化資金
3. 制度改正以前における地域別農業近代化資金融資状況
  - 1) 農業近代化資金の融資額の推移と時期区分
  - 2) 時期別にみた農業近代化資金融資と地域差
4. 2005 年度制度改正後における都道府県別融資の実態
  - 1) 調査概要
  - 2) 調査結果
    - ①利子補給に関する当初予算額および決算額
    - ②融資件数と融資金額
    - ③融資機関別融資状況
    - ④基金協会による保証引受状況
  - 3) 融資パターンの都道府県分類
    - ①「民間金融機関」による近代化資金融資の有無
    - ②公庫資金との棲み分け
  - 4) 小括
5. まとめと今後の課題

## 1. はじめに

農業近代化資金制度は、公庫（旧農林漁業金融公庫および日本政策金融公庫をここでは公庫と略す）の農業資金制度とともに日本の農業政策金融を代表する資金制度であり、公庫資金が国家資金の直接的供与であるのに対して、民間資金を原資とする融資に「官」の利子補給が供与される点に特徴をもつ。原資は「民間資金」であり原則的には農業融資にかかるすべての民間資金が対象になりえる。とはいえ、歴史的な経緯もあって「民間資金」としては「農協資金」がほぼ独占的に使われており、事実上農協金融をサポートする農業政策金融であった。更に、農業近代化資金制度には農業信用保証保険制度が付随しており、利子補給という手段だけではなく信用補完制度への政府の関与というルートを通じても補助がなされている。

問題は、この農業近代化資金の機能なり役割が不透明なことである。小泉内閣以降、政策金融改革が叫ばれ、農業政策金融機関である農林公庫は他の金融機関とともに「日本政策金融公庫」に統合された。「民間でできることは民間に任せる」というスローガンが叫ばれ、農業金融においても「官」の関与を少なくし、農協を含む民間金融機関の役割を積極的に評価せよという主張もあった。これは農業金融における民間重視という主張であり、農業金融に対して政策的補助が必要としても、その際には民間資金原資の利子補給型政策金融＝農業近代化資金制度を強化せよという主張である。しかし、農業近代化資金制度がどう使われてきたか、政策目的に対してどういう機能を果たしてきたか等の議論は、佐伯[13]や荏開津・川村[7]を除けば、これまでほとんどなかった。

ところで、農業近代化資金制度は、2005年度からいわゆる三位一体改革のもとで地方に権限委譲された。都道府県は、その地域の農業や財政の状況に応じて農業近代化資金の制度設計を行うことができることとなった。農林水産省が担っていた政策金融プログラム設計と業務の施行が地方に権限委譲されたのである。その根拠は、地域のことは地域の行政当局のほうがより多くの情報を持っており、地方に任せることで地域の実情に応じたきめの細かい農業金融施策が可能だというものであった。ところが、農業近代化資金制度に則して権限委譲の結果をみると、その制度の中味が更に不透明になってしまったように思われる。利子補給をどういう資金用途にどの程度行っているのか、そのための財政支出はどれくらいになっているのか、農業近代化資金を系統以外の「民間金融機関」が使うことができるのか、あるいは「民間金融機関」が農業近代化資金制度を使えるとしてもその際に信用保証制度は利用できるのか等の情報は（以前もこういった情報はなかなか手に入らなかったのであるが）、以前よりも表に出てこなくなったように思える。

本研究は、以上のような背景のもと、農業近代化資金の都道府県別融資状況を把握することを課題にするものである。まず、補助に伴う財政支出の水準、融資の動き、信用保証との絡み、金融機関別にみた融資動向といった情報を都道府県別に収集・整理しておきたい。これらの情報は、農業近代化資金制度を議論する際に基本となるものであるが、今まで開示されなかったものが含まれている。また本稿では、都道府県別融資状況に関する情報を基に、融資水準、金融機関別融資、信用保証との絡み等の地域差の背景についても検討する。その際には、特に2005年度改正以降の都道府県別の融資状況に焦点をあてて検討していく。上述のように、農業近代化資金には民間主導という性格があり、その融資のあり方は都道府県レベルでの地方農政や、農業団体の意向に左右される部分があるが、その性格は2005年度の制度改正以降、より鮮明になったと判断されるからである。

分析には、まず農林中央金庫「農林漁業金融統計」や農林漁業金融公庫「業務統計」等の機関統計を使うが、機関統計だけでは都道府県ごとの農業近代化資金融資状況を把握することはできない。そのため、全 47 都道府県の政策担当者に調査票を配布して情報を収集した。

次節以降の本稿の構成は以下の通りである。第 2 節では、近代化資金の沿革、貸付条件、信用保証保険制度の関係等を説明する。続く第 3 節では制度創設以来の融資動向を時期区分の上、地域的差異という視点から検討する。第 4 節では、筆頭筆者が独自に行った調査をもとに、2004 年度から 2007 年度の都道府県別の融資状況を明らかにする。特に「民間金融機関」による農業近代化資金融資の有無と公庫資金との棲み分けの現状を示し、あわせて規定要因を探りたい。そして、最後に第 5 節で結論と今後の研究課題について述べたい。

## 2. 農業近代化資金制度の概要

### 1) 農業近代化資金制度

農業近代化資金の原型は 1952 年に創設された「有畜農家創設資金」である。この資金制度は、系統資金を原資とし、都道府県が利子補給と損失補償を行い、さらに国がこれに補助するという形式であった。この資金を前身として、1961 年に公布された「農業近代化資金助成法」に基づき、農業近代化資金制度が創設される。その目的は、農業者の資本整備の高度化と経営の近代化を図ることであり、背景には系統農業の余裕金問題や系統資金の農業への還元という課題の解消があったことは間違いない。

農業近代化資金の特徴は、前述したように民間資金を原資とする政策資金であり、その大部分を系統農協資金が占めていることである。制度面においては、都道府県による利子補給制度がとられていることと、基金協会の保証保険制度を利用できることが柱となっている。利子補給については、2004 年度以前は国と都道府県が 2 分の 1 ずつ行っていたが、制度改正に伴い 2005 年度以降は国による利子補給が廃止され、現在は全てを都道府県が担うようになった。2007 年の制度改正では、認定農業者等一定条件を満たす農業者に対する無利子化措置が始まった。これは、認定農業者等が 2007 年 4 月 1 日から 2010 年 3 月 31 日までの間に借り入れた 500 万円以上の資金に関しては、農山漁村振興基金からの追加利子補給により償還終了まで実質無利子での融資となる措置である。保証保険制度に関しては、次項で説明する。

資金用途における特徴は、第 2-1 表に示すように土地取得を除く大部分の農業関係分野に貸付対象事業が及んでいることである。主要な用途は建構築物や農機具の購入である。なお、表中に示した資金以外にも、経営構造改革総合資金(8号資金)や知事特認資金(9号資金)などもあり、資金種類や貸付条件については都道府県間で多少異なっている。しかし、筆者が全都道府県のホームページを確認したところ、資金設定における大きな違いはみられなかった。

近代化資金を論じるにあたっては、公庫資金との関係をおさえておく必要がある。公庫資金は、一般の金融機関による融通が困難な資金を農業者に融通することを目的に 1953 年に創設された。したがって、もともと民間の補完という位置づけの資金であり、近代化資金の創設にあたって既存の公庫資金との棲み分けがなされている。しかし、用途において両資金の重複は多い(泉田[4])。また制度改変に関しても、公庫資金に資金の拡充がなされると、近代化資金においても融資限度額の引き上げ等の措置がとられるというように、2つの資金が互いに競合するように資金内容の変更が行われてきた(泉田[4])。なお、2007年4月からの無利子化措置については、近代化資

金と公庫資金の代表とみなされるスーパーL資金ともにこの措置が実施されている。

最後に、近代化資金と公庫資金の貸付条件をまとめておく。第2-2表より、近代化資金は中短期資金で比較的小口の融資であるのに対し、公庫資金は長期で大口の融資という特徴を持つ。また、公庫資金は近代化資金にはない土地取得や負債整理の使途も含んでいる。

第2-1表 近代化資金の資金種類

資金の種類	貸付対象事業	償還期間(年) (据置期間)	貸付限度額(円)
建構築物造成 (1号資金)	畜舎, 果樹棚, その他の農産物の生産, 流通または取得に要する資金	個人 15 (3) 共同 20 (3)	個人: 農業者 1,800 万 法人等 2 億 共同: 15 億
農機具等取得 (1号資金)	農機具の改良, 復旧または取得に要する資金	個人 7 (2) 共同 10 (2)	
果樹等植栽育成 (2号資金)	果樹その他の永年性植物の植栽または育成に要する資金	15 (7)	
家畜購入育成 (3号資金)	乳牛その他の家畜の購入または育成に要する資金	7 (2)	
小土地改良 (4号資金)	事業費が 1,800 万円を超えない規模の農地または牧野の改良, 造成または復旧に要する資金	15 (3)	1 件 1,440 万
長期運転 (5号資金)	農業経営の規模の拡大, 生産方式の合理化, 経営管理の合理化, 農業従事の態様の改善, その他の農業経営の改善に伴い要する資金		個人: 農業者 1,800 万 法人等 2 億
農村環境整備 (6号資金)	診療施設, 水道施設, 託児施設, 研修集会施設, 生活改善センター, 廃棄物処理施設, 地域交流施設等の改良, 造成または取得に必要な資金	20 (3)	共同 15 億
大臣特認 (7号資金)	(1)給排水施設の改良, 造成, 取得 (2)特定農家住宅の改良, 造成, 取得 (3)内水面養殖施設の改良, 造成, 取得	15 (3)	個人: 農業者 1,800 万 法人等 2 億 共同: 15 億

出所: 各都道府県ホームページより作成。

註: 対象事業や貸付条件は 2008 年 8 月 20 日時点のものである。

第 2-2 表 近代化資金と公庫資金の貸付条件の比較

	近代化資金	公庫資金(スーパーL 資金)
貸付対象者	認定農業者, 認定就農者 一定要件を満たす農業者, 農協 など	認定農業者
融資限度額	個人 1,800 万円 法人 3,600 万円	個人 1 億 5,000 万円 法人 5 億円
償還期間 (据置期間)	7~15 年 (2~7 年)	25 年 (10 年)
利率 (2008 年 8 月 20 日時点)	認定農業者 1.60~1.65% その他担い手 1.80%	1.60~1.80%
資金用途	農地取得, 負債整理なし	農地取得, 負債整理あり
事業に対する融資率	認定農業者 100% その他の担い手 80%	100%

出所：都道府県ホームページ，日本政策金融公庫ホームページより作成。

註 1：近代化資金の上記以外の貸付対象者には，農業参入法人，一定の要件を満たす集落営農・法人格を有しない任意団体などが該当する。都道府県によっては，エコファーマー等も対象としている。

## 2) 農業信用保証保険制度と農業近代化資金

農業近代化資金の融資の際は，農業信用保証保険制度による融資保証が利用可能である。この農業信用保証保険制度は，融資機関の農業者等への貸付に対する農業信用基金協会（以下，基金協会）が行う債務保証制度と，その保証につき農林漁業信用基金が行う農業信用保証制度からなっている。

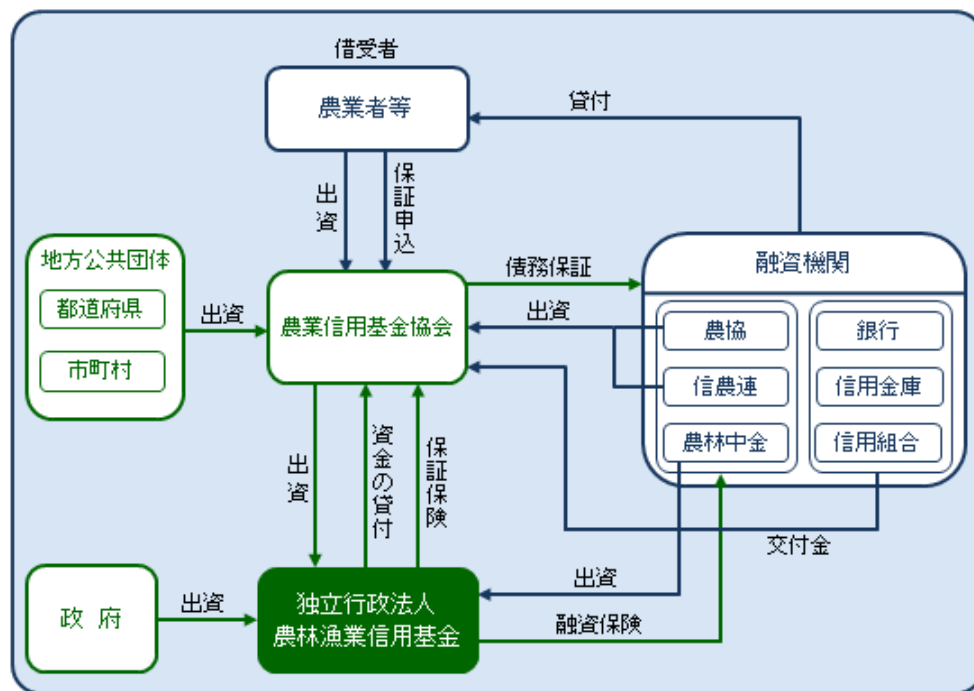
基金協会は，1961 年に公布された「農業信用基金協会法」に基づき設立された。基金協会の役割は，農業経営に必要な資金の融通の円滑化を図るため，農協その他の融資機関が農業者等に対する貸付に係る債務保証を行うことである。1966 年には法律の一部が改正されるとともに農業信用保証協会が設立され，基金協会の債務保証につき保険を行う制度及び基金協会に対する貸付を行う保険制度が確立された。現在，農業信用保証協会の業務は，2003 年に設立された独立行政法人農林漁業信用基金が権利業務を承継している。

本制度を農業者が利用するには，まず会員になる必要がある。すなわち，基金協会の会員になっている農協の組合員であるか，そうでない場合は個人で 1 口（1 万円）以上出資して会員とならなければならない。一方，債務保証を利用できる融資機関は，基金協会の区域内に本店または支店を置いている農協，銀行，信用金庫，信用組合である。農協は会員資格<sup>1</sup>があり出資が可能であるが，銀行等は会員資格がなく出資をすることができない。そのため，基金協会と債務保証契約を締結し，保証利用額に応じた「交付金（負担金）」を支払うことで保証利用が可能となる。出資金および交付金の金額は，基金協会ごとに定められており，出資金額・交付金額に応じた保証限度額の設定の有無や交付金の払い戻し請求の可否などは，協会ごとに異なっている<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 基金協会の会員資格は，①基金協会の区域内に住所を有する農業者等，②基金協会の区域内の全部または一部を区域とする地方公共団体，とされている。なお，①の農業者等には農協や農事組合法人，土地改良区等も含まれている。

<sup>2</sup> 例として，愛知県の交付金額について述べる。愛知県農業信用基金協会においては，融資機関

債務保証の仕組みは、第 2-2 図に示した通りである。まず基金協会の会員となっている農業者等が、金融機関から融資を受ける際に基金協会へ保証申込を行う。基金協会はこれを受けて保証審査を行い、その上で融資機関に対して債務保証を行う。貸付が実行された後に、被保険者である農業者等は基金協会へ保証料を支払うことになっている。債務保証の対象となっている資金は、2008 年 10 月時点では近代化資金をはじめ農業改良資金、就農支援資金など 10 資金に及んでいる。



第 2-2 図 農業信用保証保険制度の仕組み

出所：独立行政法人農林漁業信用基金協会ホームページ

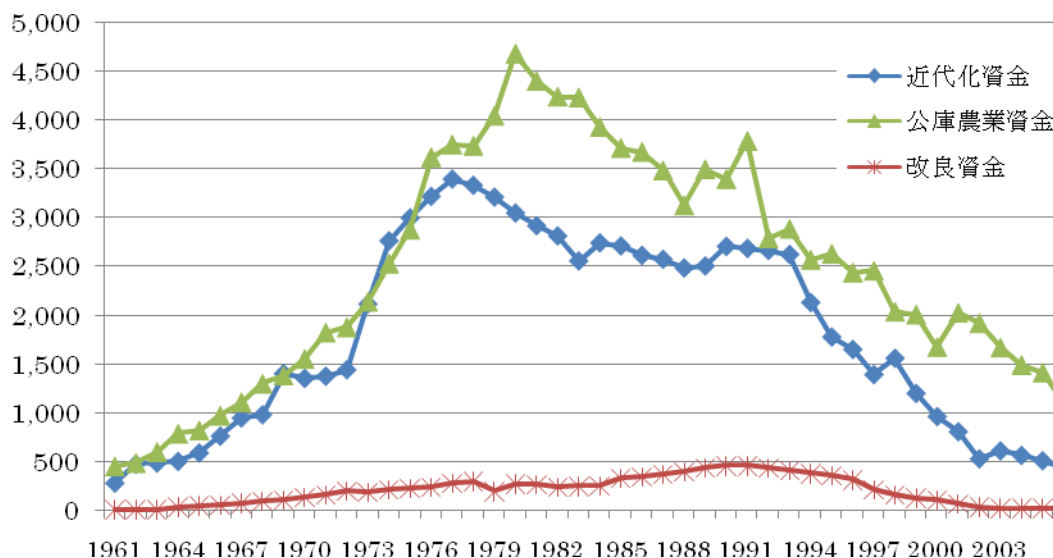
### 3. 制度改正以前における地域別農業近代化資金融資状況

#### 1) 農業近代化資金の融資額の推移と時期区分

まず、制度創設以降の近代化資金融資額の推移をおさえておこう。第 3-1 図はその融資額を農業改良資金および公庫の農業資金とあわせて示したものである。近代化資金は創設以降、融資額・件数ともに増加し、1977 年に貸付額のピーク（3,390 億円）をむかえる。その後は減少傾向が続くが、1990 年代になると減少率が大きくなっている。2006 年度においては貸付額は 444 億円であり、ピーク時の訳 13%にまで落ち込んでいる。政策資金のもうひとつの柱である公庫の農業資金と比較すると、近代化資金の貸付額の減少率が公庫の農業資金のそれよりも大きいことがわかる。また、両資金とも融資額・件数は減少しているものの、1 件当たりの貸付額は大きくなっている。

は保証利用額の 130 分の 1 を基金協会に支払うことになっている。交付金は保証利用の度に支払う必要はなく、一度払うと保証利用限度額内であればその後何回でも保証利用が可能であり、交付金を支払うことで保証利用枠を購入しているとみることができる。

以上の近代化資金融資額の推移をもとに、資金創設から 2005 年度までの 45 年間で大きく 3 期に区分する。まず、資金が創設され制度としてほぼピークに達するまでの 1961 年度から 1975 年度を融資成長期、続いて、資金融資がやや減少しつつもほぼ一定水準を維持された 1976 年度から 1990 年度までを融資成熟期、そして融資額が落ち込む 1991 年度から 2005 年度を融資低迷期とする。この区分を踏まえ、各時期における地域別近代化資金融資の特徴をみていくことにする。



第 3-1 図 各政策資金の貸付額の推移

出所：農林漁業金融公庫〔23〕，農林中央金庫〔29〕より作成。

註 1：公庫資金は公庫の農業資金から，土地改良，農協病院，自作農維持を除いたもの。

## 2) 時期別にみた農業近代化資金融資と地域差

第 3 表に，各期における都道府県当たりの近代化資金年平均融資額，政策融資総額（ここでは近代化資金融資と公庫資金融資の合計）年平均額，総融資額に占める近代化資金割合の 3 項目についての数値を地域別にまとめた。なおそれぞれの時期における地域別農業近代化資金融資の特徴をつかむために，各期の中から典型的な 5 年間を選び，その 5 年間の平均を表に記している。融資成長期では 1961 年度から 66 年度を，融資成熟期では 1976 年度から 1980 年度を，また融資低迷期では 2001 年度から 2005 年度を選んでいる。まず，全時期を通じて北海道や北関東，東海，九州といった農業産出額が高い地域で，近代化資金融資額，総融資額ともに大きくなっていることが確認できる。これはいうまでもないが，当該地域における農業資金需要の大きさを反映している。また，北海道を除いたこれら農業産出額の大きな地域では融資成長期から融資成熟期にかけての近代化資金年平均融資額の伸びが大きいことも指摘できる。

次に，各期における地域ごとの融資額を比較する。近代化資金年平均融資額に着目すると，融資成長期においては最高が北海道の 27 億 700 万円，最低は近畿の 6 億 5,600 万円となっており，その差は約 6.5 倍であった。しかし，融資成熟期になると融資額最高の北海道と最低の近畿とでは約 10 倍，金額では 210 億円もの差が生じている。そして融資低迷期においては，全国的に融資額は減少し，最高融資額と最低融資額の差は約 59 億円と縮小したが，北海道の 62 億 9,600 万



円という最高融資額は最低融資額の近畿(4億2,000万円)に対して約15倍となっている。また、融資額の多い北海道、北関東、東海、九州と、融資額の少ないその他の地域とに二極化していることも指摘できよう。

続いて、政策融資総額に占める近代化資金の割合に着目する。ここでの政策融資額は農業近代化資金と公庫の農業資金の合計額である。成長期および融資成熟期においては、北海道を除く地域では近代化資金の占める割合が6割から7割と高く、公庫資金と比較して近代化資金の利用が多かった。しかし融資低迷期になると、全国平均でみた割合が融資ピーク期の73.5%から34.9%へと低下している。これは融資成熟期から融資低迷期において、全体的に農業融資が減少する中で、比率的には近代化資金から公庫資金へのシフトがほぼ全国的に起こったことを示唆する。地域別にみると、東北、北陸、南関東、中国における割合減少の大きさが目立つ。これらの地域では、畜産や施設園芸の比重が低く稲作中心の性格をもつところが多い。この時期における農業の成長部門をあまりもっていないことが、資金需要の減少をもたらしたのかもしれない。他方で、融資低迷期における近代化資金の融資割合が高い比較的高い地域は、残りの北関東、東山、東海、近畿、四国、九州であり、これらの地域では近代化資金は減少しているものの相対的に健闘しているということができよう。

第3表 地域別都道府県当たり融資額

(単位: 百万円, %)

	1961-1965年度(融資成長期)			1976-1980年度(融資成熟期)			2001-2005年度(融資低迷期)		
	近代化資金 年平均 融資額	年平均 融資 総額	近代化 資金割合	近代化資金 年平均 融資額	年平均 融資 総額	近代化 資金割合	近代化資金 年平均 融資額	年平均 融資 総額	近代化 資金割合
北海道	2,707	7,810	34.7	27,926	80,425	34.7	6,296	35,449	17.8
東北	1,580	2,575	61.4	10,899	15,069	72.3	747	4,091	18.3
北陸	915	1,424	64.2	5,457	7,321	74.5	491	1,794	27.4
北関東	1,176	1,526	77.0	9,553	11,444	83.5	2,430	4,854	50.1
南関東	849	1,236	68.7	3,615	4,599	78.6	616	3,787	16.3
東山	834	1,311	63.6	5,056	6,888	76.4	632	1,619	39.0
東海	1,003	1,586	63.2	7,478	9,627	77.7	1,468	3,135	46.8
近畿	656	1,022	64.2	2,683	3,306	81.2	420	926	45.3
中国	789	1,354	58.3	6,081	6,989	87.0	453	1,744	26.0
四国	910	1,612	56.4	5,105	6,464	79.0	649	1,548	41.9
九州	1,135	2,239	50.7	7,455	11,252	66.3	2,696	4,919	54.8
全国	1,141	2,154	60.2	8,301	14,853	73.5	1,536	5,806	34.9

出所: 農林漁業金融公庫 [23], 農林中央金庫 [29] より作成。

註1: 近代化資金は小土地改良, 耕地防風林, 環境整備を除いたもの。

註2: 総融資額は近代化資金に公庫農業資金(土地改良, 農協病院, 自作農維持を除く)の合計金額。

註3: 沖縄は除く。

以上をまとめると、まず融資ピーク期までは融資額の大小という点では地域差があったが、農業政策資金における近代化資金の位置は総じて高いという点は全国共通であった。しかし近年に

においては、融資額の大きさに加えて近代化資金割合にも、明確な地域差がみられるようになって  
いる。

#### 4. 2005 年度制度改正後における都道府県別融資の実態

##### 1) 調査概要

本章では、筆者の独自調査で得たデータをもとに、2005 年度の制度改正後に重点を置いた分析  
を行う。前述した通り、農業近代化資金は 2005 年度以降は国から都道府県へ権限が移譲され、  
地域の実情を把握している都道府県に融資が任されるようになった。そのため、農業状況や農業  
政策、財政状況に基づいて融資のあり方に都道府県間での差異が生じている可能性があると考え  
られる。本章では、各都道府県における近代化資金融資状況を明らかにした上で、その差異の要  
因が何であるかを検討したい。

さて農業政策資金の融資額や件数を把握するには、通常、農林中央金庫の「農林漁業金融統計」  
や農林漁業金融公庫の「業務統計」等の統計書を利用することが多い（中島[21]）。これらの統計  
書からは、全国レベルの融資額や融資残高、件数、都道府県レベルの資金種別別融資額、融資残  
高、また近代化資金に関しては全国レベルでの融資機関別（農協等、信農連、農林中金、銀行等  
の 4 区分）の融資額・残高の情報を得ることができる。しかし、都道府県レベルの融資機関別の  
融資額や件数についてはデータが公表されているわけではない。そこで、都道府県ごとの近代化  
資金融資状況を把握するために、独自の調査を実施した。

調査対象は、全 47 都道府県で農業近代化資金を担当している職員である。調査の具体的方法  
は、各都道府県の農業融資担当者に電話や E メール等で直接連絡をとり、記入表を作成・送信し、  
担当者が記入したものを回収するというものである。調査項目は、1) 利子補給に関する当初予算  
額および決算額、2) 融資機関別（農協、信連・中金、その他銀行等）の承認額<sup>3</sup>および件数、残  
高、3) 基金協会による保証引受額、件数の 3 項目である。調査年度に関しては、2005 年の制度  
改正以降が分析の中心であるが、比較のため改正前年の 2004 年度を含めてそれ以降を対象とし、  
2007 年度までの 4 カ年にわたる情報を収集した。調査時点は 2008 年 9 月から 11 月にかけてで  
ある。なお、47 すべての都道府県から回答を得られたが、都道府県によっては非公開情報とい  
うことで回答を得られない項目や、集計システム上情報を得られない項目や年度もあった。

##### 2) 調査結果

###### ① 利子補給に関する当初予算額および決算額

まず年度当初予算額および決算額について、第 4-2-1 表に整理した。全国平均でみると、予算  
額が年々縮小していることがわかる。2004 年度当初予算額が平均 1 億 1,816 万円であるのに対し、  
2007 年度のそれは 6,889 万円と約 6 割の水準となっている。また、2005 年度における制度改正  
および 2007 年度における無利子化措置に対して、予算の増減という点での対応は明確にはみら  
れない。これはもちろん無利子化が国の措置として農山漁村振興基金からの利子助成によってな  
されるためである。一方、当初予算額に対する決算額の割合（以下、予算消化率）は、8 割前後

---

<sup>3</sup> 調査対象が都道府県であるため、融資額ではなく都道府県による利子補給承認額について回答  
を得た。本節では、融資額と変わらないものとして承認額を扱う。

でほぼ一定している。このことから、予算額の減少は利子補給額の減少であり融資額の減少を反映している。

次に地域別にみると、いくつかの点で差異が確認できる。第1に予算額の大きさである。2007年度における予算額を比較すると、最大額は北海道の3億8,897万円であり、最少額である沖縄の1,656万円と比べると3億円以上の開きがある。ばらつき度を検証するためにここで変動係数を計算して比較すると、2004年度が0.86であるのに対し2007年度は1.42となっており、都道府県への権限移譲後では地域間の分散が大きくなっている。第2に、消化率の地域差がみられる。北海道や東北、東海では消化率は9割以上となっているが、近畿や中国では6割～7割前半と比較的低い水準になっている。後者の地域では、予算額自体が減少していることから、資金利用の減少が予測を上回っているとみられる。第3の差異としては予算額の減少割合が挙げられる。2004年度予算に対する2007年度予算の割合をみると、北海道では95.3%、九州では72.5%と比較的減少割合が小さいのに対し、東山では44.9%、中国では43.8%とわずか4カ年で半分以上になっている。

第4-2-1表 地域別1県当たり当初予算額および当初予算額に対する決算額の割合（単位：千円、%）

	2004年		2005年		2006年		2007年		2007 /2004
	予算額	決算/ 予算	予算額	決算/ 予算	予算額	決算/ 予算	予算額	決算/ 予算	
北海道	388,966	0.99	394,286	0.99	385,624	0.99	370,598	0.99	95.3
東北	76,239	0.94	65,958	0.93	57,397	0.95	49,268	0.96	64.6
北陸	82,943	0.94	56,014	0.78	51,226	0.78	40,618	0.81	49.0
北関東	240,477	0.79	210,177	0.78	176,574	0.79	149,688	0.81	62.2
南関東	123,756	0.76	101,466	0.73	81,210	0.87	73,025	0.74	59.0
東山	144,696	0.77	126,366	0.71	108,084	0.70	64,932	0.76	44.9
東海	204,963	0.94	122,504	0.94	155,490	0.90	122,504	0.91	59.8
近畿	59,5757	0.78	48,921	0.78	42,024	0.76	35,422	0.71	59.5
中国	79,930	0.66	53,729	0.67	46,754	0.64	35,027	0.63	43.8
四国	66,814	0.93	56,270	0.89	47,215	0.89	41,261	0.86	61.8
九州	197,605	0.82	153,308	0.78	149,490	0.83	143,246	0.82	72.5
沖縄	31,760	0.87	23,450	0.87	19,628	0.87	16,563	0.95	52.2
全国	118,162	0.87	103,661	0.80	76,742	0.82	68,890	0.81	58.3

出所：調査票より作成

註1：広島からは回答を得られず

## ② 融資件数と融資金額

地域別にみた1都道府県当たりの承認件数、承認額および1件当たり承認額を第4-2-2表にまとめた。全国的な動向として融資額の傾向的な減少が確認できるが、2007年度においては増加している。これは、2007年4月からの融資無利子化の影響とみなすことができるであろう。

続いて地域間の融資状況を比較した結果について述べる。まず、承認額および承認件数の差異

である。4カ年合計の承認額でみると、最高は北海道の271億円で、続いて九州が117億円となっており、件数に関しては、北海道の1,684件に次いで北関東が多く、1,128件である。一方、近畿では9億円、中国では11億円と、金額が非常に小さい。また、全国平均は46億円であるが、これを上回っているのは北海道、北関東、東海、九州の4地域であり、その他の地域は全国平均の5割、あるいはそれ以下の水準となっている。このことから、3節で確認した制度改正以前の分極化傾向は、制度改正以降も進行していることが確認された。こうした地域別の承認額の差は、第4-2-1図に示したように農業産出額の大きさとほぼ比例している。農業産出額が高い地域では農業資金需要も旺盛であり、承認額が大きい。農業産出額が低い地域では資金需要も小さく、承認額も小さくなっている。ここで、表には示していないが都道府県単位で承認額をみると、4カ年合計額が大きい順に宮崎、北海道、佐賀、鹿児島、群馬となっている。これはこの時期の農業産出額の高い都道府県とほぼ一致しているが、都道府県レベルでは必ずしも農業産出額の高さと近代化資金承認額の大きさが強く相関<sup>4</sup>しているわけではない。この点も踏まえて、融資水準の県別格差については、農業産出額以外の要因をも考慮しなければなるまい。

次に、1件当たりの承認額に着目する。他地域と比べ金額が飛び抜けて大きい北海道を除いても、東北では1,250万円であるのに対し四国では490万円と、最高額と最低額とでは約2.5倍もの開きがある。この差の背景には、経営体における投資規模、ないし投資内容の影響があると推測されるが詳述はしない。

最後に、承認額の推移をみると、この時期における承認額の推移として3つのパターンに分けることができる。第1のパターンは4カ年を通じて承認額が一貫して減少しているものであり、これには北海道が該当する。2007年度の北海道の農業近代化資金承認額は2004年度と比較すると約1/3にまで落ち込んでいる。第2のパターンは2004年度から2006年度までは承認額が減少し、2007年度は承認額が増加している地域である。東北、北関東、南関東、東山、東海、近畿、中国、四国というようにほとんどの地域がこのパターンに該当する。これらの地域では、傾向として近代化資金利用は減少する中で、無利子化という借り手にとって有利な貸付条件の変化に刺激を受けて、資金利用が増加したとみられる。最後のパターンは、4カ年を通じてほぼ増加している地域であり、九州と沖縄が該当する。これらの地域は、全国的にみれば農業資金需要が低迷している中で資金需要が一定水準を維持しており、近代化資金による農業投資が活発に行われている地域とみなすことができる。

---

<sup>4</sup> 都道府県レベルにおいて、農業産出額と近代化資金承認額との相関係数は0.62である。

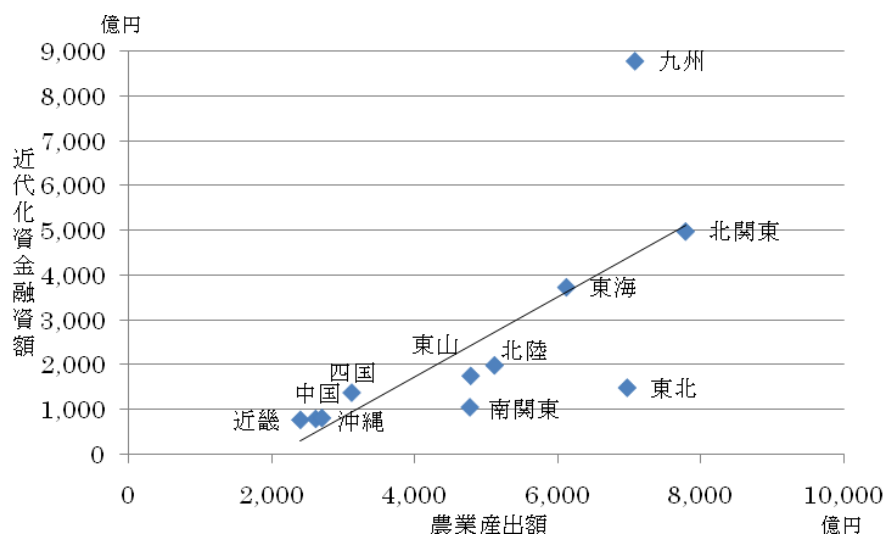
第 4-2-2 表 地域別 1 都道府県当たりの承認件数および承認額，1 件当たり承認額（単位：百万円）

	2004		2005		2006		2007		4 カ年合計		1 件当 たり承 認額
	件数	承認額	件数	承認額	件数	承認額	件数	承認額	件数	承認額	
北海道	587	9,016	412	7,401	447	3,355	238	7,371	1,684	27,144	16.1
東北	74	657	56	508	60	1,028	36	321	226	2,514	12.5
北陸	55	420	36	1,032	40	534	93	885	224	2,872	11.8
北関東	343	2,017	265	1,450	263	1,512	257	1,551	1,128	6,530	7.5
南関東	90	587	73	568	72	596	91	784	296	2,339	8.4
東山	41	397	35	437	26	215	50	598	150	1,648	8.4
東海	182	1,449	169	1,166	136	1,117	178	1,370	665	5,102	7.6
近畿	54	462	42	176	31	129	34	156	161	923	6.4
中国	58	321	41	186	40	282	49	322	189	1,113	6.1
四国	130	598	115	489	112	289	111	520	467	1,896	4.9
九州	307	2,852	299	2,876	238	3,059	276	2,961	1,120	11,748	9.3
沖縄	24	230	35	278	36	302	45	324	140	1,135	8.1
全国	150	1,274	128	1,140	106	1,072	132	1,177	512	4,633	8.7

出所：調査票より作成。

註 1：広島，山口からは回答を得られず。

註 2：「1 件当たり承認額」は 4 カ年平均である。



第 4-2-1 図 地域別近代化資金融資額と農業産出額

出所：調査票および農林水産省〔28〕より作成。

註 1：近代化資金融資額と農業産出額は 2004 年度～2006 年度の合計額。

註 2：北海道は値が大きすぎるため表示していない。

### ③融資機関別融資状況

融資機関別の融資状況と関連して、第 4-2-3 表に系統農協以外の一般民間金融機関による近代化資金承認額の占める割合を示した。全国的にみると、農協以外の民間金融機関による融資の割合は非常に低く、2~5%程度となっている。近代化資金融資においては、系統農協資金が依然としてその大部分を占めているのである。

続いて地域別にみると、程度の差はあるがほとんどの地域で、民間金融機関による近代化資金融資を 1 件以上確認できた。なお、都道府県数別の数字に焦点をあてると、25 の都道府県において民間金融機関による近代化資金融資がみられた。調査の対象とした 4 年間のすべての年で民間金融機関による融資が確認できたのは、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、長野、愛知、香川、長崎、熊本、宮崎、鹿児島 の 12 県である。また、各都道府県の近代化資金総融資額に占める民間金融機関による融資額の割合が高い県としては、富山、香川、熊本が挙げられる。これらの県では 4 年平均で農業近代化資金融資の 2 割以上を民間金融機関が占めている。

#### ④基金協会による保証引受状況

基金協会による保証引受状況についても第 4-2-3 表にあわせて整理した。註でも述べたが、基金協会による保証承認時点と県の利子補給承認時点が異なり、年をまたいでいる場合もあるため、この 2 つの数値を単純にリンクすることはできないが、しかし、大幅なずれはないものとして取り扱うことは許されよう。

調査結果によれば、農協や信連による融資に関しては、ほぼ全件が保証の対象となっている。しかし農協以外の民間金融機関については、近代化資金総融資額における民間金融機関融資額が占める割合に比べて、保証利用における割合が極端に低いことがわかる。第 4-2-3 表にみられるように、保証を利用している金額の比率が非常に少ないのである。この状況は、「基金協会保証の利用状況を見ると、農協融資の保証が中心となっている」という茂野〔16〕の指摘が、近代化資金においても当てはまることを示すものである。なお、東北と東海においては民間金融機関も保証を利用していることが確認できる。これには岩手と愛知が大半を占めており、この 2 県においては民間金融機関による融資のほぼ全件が保証の対象となっているとみられる。

民間金融機関による保証利用の少なさには、融資機関側が農業保険保証制度の存在や、農協以外の金融機関も債務保証契約を締結できることを知らないことがあると推測される。民間金融機関の農業融資参入の障壁の 1 つとして農業特有のリスクが挙げられる（長谷川〔31〕）ことを踏まえると、農業融資のノウハウや農業に関する知識が不足している民間金融機関こそ保証を積極的に利用する必要があるのではないだろうか。

第 4-2-3 表 総融資額および総保証引受額に対する農協以外の民間金融機関による融資の貸付額

および保証引受額の割合

(単位: %)

	2004		2005		2006		2007	
	近代化資金 融資額	保証 引受額	近代化資金 融資額	保証 引受額	近代化資金 融資額	保証 引受額	近代化資金 融資額	保証 引受額
北海道	0.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.00
東北	2.44	0.41	0.76	0.07	0.53	0.00	1.89	0.77
北陸	0.04	0.00	17.30	0.00	15.70	0.00	0.17	0.00
北関東	4.52	0.00	3.41	0.00	3.40	0.00	2.32	0.00
南関東	4.79	0.00	5.19	0.17	0.48	0.24	1.83	0.00
東山	9.58	0.00	12.79	0.00	0.93	0.00	5.68	0.00
東海	0.79	1.90	0.98	1.87	1.24	1.96	1.60	1.35
近畿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中国	0.00	0.00	5.76	3.58	0.00	0.00	2.38	2.18
四国	5.43	0.00	10.83	0.00	6.17	0.00	14.45	0.00
九州	3.57	0.00	7.76	0.00	12.58	0.00	0.33	0.00
沖縄	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
全国	2.27	0.21	5.20	0.52	4.46	0.20	2.35	2.35

出所：調査票より作成

註 1：融資の貸付額の割合とは、近代化資金融資合計額に占める割合である。

註 2：保証引受額の割合とは、保証引受合計額に占める割合である。

註 3：農業信用基金による保証引受承認時点と都道府県による融資承認時点が異なるため、融資額に対する保証引受額の割合を算出することはできない。

註 4：京都、広島、山口からは回答を得られず。

### 3) 融資パターンの都道府県分類

#### ① 「民間金融機関」による近代化資金融資の有無

本節では、調査対象期間における地域ごとの近代化資金融資の差異について、地域状況と照らし合わせながら分析を深める。まず、近代化資金の特徴の1つである系統農協資金が原資の大部分を占めている点に着目し、系統農協以外の民間金融機関による融資の有無による差異を分析する。次に、近代化資金が農業政策資金の柱の1つである点に基づき、公庫資金との対比の中で近代化資金がどう選択されているかという点を検討する。

近代化資金融資額の大小（平均以下かどうか）と農協以外の民間金融機関による融資の有無という2つの指標で、都道府県を分類すると第 4-3-1 表のようになる。

まず、近代化資金融資額が大きく、民間金融機関による融資があるグループに着目する。このグループには北海道、北関東、九州など農業産出額が全国で上位の都道府県がほとんどであり、これらの都道府県には旺盛な資金需要があると考えられる。そのため民間金融機関も農業金融に参入しており、比較的農業金融が活発な地域であると言える。

次に、近代化資金融資額が大きく、民間金融機関による融資がないグループをみると、静岡県

と佐賀県の2県が該当する。この2県においては、近代化資金融資が他県と比較して活発であり、資金需要もあると考えられるにもかかわらず、民間金融機関は近代化資金融資を行っていないということである。この2県では系統農協が近代化資金を全て担っており農業金融が閉鎖的といえるのかもしれない。

第4-3-1表 近代化資金融資額と一般民間金融機関による融資の有無

		民間金融機関による融資																												
		なし				あり																								
近代化資金融資額	大	静岡 佐賀				北海道	山形	新潟	栃木	群馬	愛知	三重	高知	長崎	熊本	宮崎	鹿児島													
	小	青森	宮城	石川	福井	岩手	秋田	福島	富山	東京	神奈川	山梨	岐阜	茨城	埼玉	千葉	長野	滋賀	大阪	奈良	兵庫	鳥取	島根	岡山	徳島	和歌山	愛媛	福岡	沖縄	香川

出所：調査票より作成。

註1：京都，広島，山口からは回答を得られず。

註2：「近代化資金融資額」の「大」は平均以上、「小」は平均以下を示す。

続いて、それぞれのグループの特徴を、農業産出額と公庫との業務協力協定等締結金融機関数（以下、締結金融機関数）という指標から掘り下げる。農業産出額は農業資金需要の大きさを、締結金融機関数は民間金融機関による農業融資への取り組み姿勢を測る指標と捉えている（第4-3-2表）。

まず、近代化資金融資額が大きく、民間金融機関による近代化資金融資がある「(大、民間あり)」のグループは、4グループ中最も農業産出額が大きく、活発な農業生産に伴い農業資金需要も旺盛であることがうかがえる。締結金融機関数も都道府県当たり4機関と4グループ中最も多く、民間金融機関には公庫との業務提携によって農業融資に取り組もうとする積極的な姿勢があると判断される。次に、近代化資金融資額が小さく、民間金融機関による近代化資金融資がある「(小、民間あり)」のグループをみると、このグループにおいても締結金融機関数は3.6と比較的多くなっている。一方、民間金融機関による近代化資金融資がないグループをみると、近代化資金融資が大きい「(大、民間なし)」では農業産出額はやや高いが、逆に締結金融機関数は最も少なくなっている。県単位で締結金融機関数をみると、静岡では2機関と少なく、佐賀においては締結金融機関が1機関もない<sup>5</sup>。こうした点から、民間金融機関の農業融資に対する姿勢は比較的弱いと考えられる<sup>6</sup>。また、近代化資金融資額が小さい「(小、民間なし)」グループでは全国平均と比較

<sup>5</sup> これに関して、2008年12月23日付の佐賀新聞では、佐賀銀行が2009年1月から公庫と業務提携を行い、農業分野への融資を強化することを報じている。

<sup>6</sup> 筆者の調査によれば、静岡における農業経営への金融支援における課題として、県は農業分野への民間資金の導入促進を挙げている。民間金融機関による農業分野への資金供給状況を見ると、優良融資対象への積極的な取り組みがなされているが、融資残高は減少しているという。なお、



した際の農業産出額の低さが目立つ。

第 4-3-2 表 各グループの 1 都道府県平均農業産出額、公庫との業務協力等締結金融機関数

	(近代化融資額, 民間金融機関による近代化資金融資の有無, 都道府県数)				全国 平均
	(大, 民間なし, 2)	(大, 民間あり, 12)	(小, 民間なし, 16)	(小, 民間あり, 14)	
農業産出額 (億円)	5,720	9,238	3,467	5,554	5,607
金融機関数	1.0	4.0	3.1	3.6	3.3

出所：農林水産省〔28〕農林中央金庫〔29〕、日本政策金融公庫ホームページより作成

註 1：「農業産出額」は 2004 年度～2006 年度 3 カ年合計額の都道府県平均値

以上を整理すると、「民間金融機関による近代化資金融資があるグループ」は「ないグループ」と比較して農業産出額が高く、締結金融機関数は多い。民間金融機関による近代化資金融資がみられる地域では、農業産出額（ひいては農業資金需要）に応じて民間金融機関も農業融資に積極的であるとみることができる。他方、民間金融機関による融資がみられない地域では、民間金融機関による農業融資への姿勢は比較的弱いと言えよう。また、今回数値を用いての検討は行っていないが、既存の融資機関としての系統農協による農業融資に対する取り組み姿勢も、民間金融機関による近代化資金融資へ影響していることも考えられる。また逆に、民間金融機関側の営業戦略に農業融資をどう位置づけるかという点も重要であると考えられる。

## ②公庫資金との棲み分け

続いて、「総融資密度」という指標と近代化資金のシェアという指標を用いて、都道府県を分類した(第 4-3-3 表)。ここで用いる融資密度とは、資金融資残高を農業産出額で除した数値である。ただし、データの制約もあり、資金としては農業近代化資金と公庫資金のみを取り上げる。

まず、総融資密度が高く、近代化資金利用が高いグループに着目する。このグループは、系統農協を含む民間資金主導で農業政策融資が活発な地域と言える。該当するのは、北関東や九州の県などほとんどが農業産出額の高い地域である。次に、総融資密度が高く公庫資金の割合が高いグループをみる。このグループは、財政資金主導で農業政策資金融資が活発な地域といえ、北海道と東北、南関東、中国の各県が該当する。そして総融資密度が低く、公庫資金の割合が高いグループには、近畿地方の各府県をはじめとする農業産出額が低い都道府県が多い。こうした地域では農業資金需要が比較的小さく、系統農協をはじめ民間金融機関による融資が不活発であるため、財政資金である公庫資金が主役となっていると考えられる。

---

融資残高でみると銀行、信用金庫による農業融資残高は政策資金残高を上回っている。このように民間金融機関による農業分野への融資が行われているにも関わらず、近代化資金については融資を行っていないということは、民間金融機関による近代化資金融資において、何らかの障壁があると考えられる。

第 4-3-3 表 総融資密度と近代化資金、公庫資金の割合

		総融資に占める近代化資金割合							
		近代化資金				公庫資金			
総 融 資 密 度	高	栃木 佐賀	群馬 長崎	三重 宮崎	高知 鹿児島	北海道 千葉 山口	青森 東京	岩手 鳥取	秋田 島根
	低	宮城 埼玉 徳島	山形 静岡 福岡	富山 愛知 熊本	福井 和歌山 大分	福島 神奈川 京都 岡山	新潟 山梨 大阪 広島	石川 岐阜 兵庫 香川	茨城 滋賀 奈良 愛媛

出所：農林中央金庫「農林漁業金融統計」、農林漁業金融公庫「業務統計」

註 1：近代化資金は小土地改良，環境整備を除いた数値。

註 2：公庫資金は土地改良，農協病院，経営維持安定を除いた数値。

註 3：「総融資密度」は註 1，2 の近代化資金と公庫資金の合計額を，農業産出額で割った数値。

註 4：「総融資額に占める割合」の「近代化資金」は総融資額に占める近代化資金が平均以上，「公庫資金」は平均以下。

註 5：沖縄は含まない。

以上のような近代化資金と公庫資金の利用における地域差の背景には，経営規模や経営品目など資金利用者側の違い，また系統農協の事業状況の違いがあると考えられるが，この点の詳細な分析は今後の課題としたい。

#### 4) 小括

調査結果から，近代化資金融資額や予算消化率，1 件当たり融資額，4 年間における融資動向は，地域によって大きく異なることが確認された。融資機関別では，全地域で系統農協による融資が圧倒的である。一方で，ほとんどの地域において民間金融機関による融資が確認できるものの，そのシェアは 2～5%程度にとどまっている。また，基金協会による保証については，系統農協による融資のほぼ全件が利用しているのに対し，民間金融機関による融資においてはほとんど利用されていないことが明らかになった。

こうした地域ごとの近代化資金融資の差異は，農業資金需要の大きさに加えて融資機関である系統農協や民間金融機関の融資への取り組み姿勢の差も影響しているとみられる。

以上のように，近代化資金融資においては明確な地域差が確認できる。背景には，資金需要の差による部分があろう。しかし，需要側だけではなく，融資機関や都道府県など資金供給側，利子補給側の姿勢の差異による部分も少なからずあることも推測される。県の農業融資担当者からの話を聞く中でも，農業者からは地方銀行や信用金庫から近代化資金融資を受けたいという声が上がっているが，実際にはまだ民間金融機関による融資が行われていない都道府県が複数確認できた。認定農業者が貸付条件において優遇されているが，実際に地域農業を支えているのは認定農業者となっていない兼業農家という地域もある。そうした農家は近代化資金が利用しにくくな

っているという農業融資担当者の認識もあった。近代化資金は政策資金であるから、政策目的に沿った融資が行われなければならないのは当然であるが、資金需要者のニーズに合致することで、農業投資が促進される面もあろう。今後は資金供給側、あるいは利子補給側が地域特性を把握した上で、地域のニーズに合致した資金の設計・供給を行うことが必要である。

## 5. まとめと今後の課題

本稿では、近代化資金融資の地域別融資状況について、全体を概観した上で、まず制度改正前の状況を時期ごとにみた。制度改正後については、独自の調査をもとにしてデータを整理し、またカテゴライズを試みた上で、都道府県別融資状況の分析を行った。

地域別に見た農業近代化資金の融資額には大きな差があり、これは地域における農業資金需要の違いを反映したものとみられる。しかし、公庫資金との対比で見れば、農業近代化資金の比重は低下の傾向にあると同時に、地域間での近代化資金利用率のばらつきが大きくなっていることが確認された。

2005年度以降においても、地域間や都道府県間の融資額や予算消化率、総融資額に対する近代化資金割合などの地域差は引き続きみられた。融資機関別融資をみると、全国的には依然として系統農協が近代化資金融資の大部分を占めている。ただし、農業資金需要が大きな地域では民間金融機関による融資も確認された。また、一部の県を除くほとんどの都道府県の民間金融機関は、基金協会の保証を利用していないことも明らかになった。

ただし農業近代化資金融資におけるこういった地域差が、制度改正後に都道府県のイニシアチブで形成されたものとはいえないであろう。むしろ、農業資金需要の在り方に加えて、系統の農業融資姿勢や民間金融機関の経営戦略に左右されている側面があることは否めないように思える。

こうした点を踏まえ、農業近代化資金の今後の課題として2点挙げる。1つは資金制度の在り方である。地域の農業および農業政策に基づき、今後はより一層、地域に即した近代化資金融資を行っていくことが期待される。その際、予算額や承認額といった財政的な措置にとどまらず、貸付条件や借入手続き、返済方法などにおいても地域のニーズを反映すべきである。資金設計における地域色を出すことが求められるのである。そしてもう1つは、開かれた資金制度にすることである。現在は、系統農協以外の民間金融機関による近代化融資が非常に少なく、また基金協会保証の利用もわずかである。民間金融機関による融資を奨励する必要はないが、少なくとも系統農協を中心であった近代化資金制度の垣根を取り払うことは必要であろう。同時に、融資実績に関する情報を開示し、透明度の高い資金制度にすることも重要である。

なお、融資の効果や資金制度のガバナンスについては、融資制度の評価にとって重要であるにも関わらず、本稿では分析できていない。この点は今後の研究課題としたい。

## 参考文献

- [1] 青柳齊「JAバンクシステム下の系統信用事業の特質と展望—主に事業収益構造の分析から」  
小池恒男『農協の存在意義と新しい展開方向—他律的改革への決別と新提言—』昭和堂, 2008
- [2] 泉田洋一「低金利時代の農業政策金融—農業政策金融の比重低迷とその要因」『変わる食料・農業政策』大明堂, 1996.
- [3] 泉田洋一「農業投資後退期の農業政策金融—1975～1993 年度を対象に」『農業経済研究』第 68 卷, 第 4 号, 1997.
- [4] 泉田洋一「農業政策金融の改革をどう考えるか—特殊法人等改革での議論を踏まえて—」  
Department of Agricultural and Resource economics Working Paper Series, No.02-F-04, 2002
- [5] 泉田洋一・塚田和也「マイクロファイナンスの議論からみた農業政策金融の機能と組織」『農村研究』2007, 3 月
- [6] 泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会, 2008.
- [7] 荏開津典生・川村保「農業近代化資金の意義と役割」逸見謙三・加藤謙共編『基本法農政の経済分析』明文書房, 1985.
- [8] 太田原高明『系統再編と農協改革』農山漁村文化協会, 1992.
- [9] 北山桂「農業金融に求められる新たな融資スキーム」『農業と経済』昭和堂, 2006, 6.
- [10] 岸本昌哉『これからの農協金融 デフレ・自由化時代への挑戦』家の光協会, 1992
- [11] 斎藤仁・佐伯尚美「農業近代化資金 第一部課題へのアプローチ」『日本の農業—あすへの歩み—』財団法人農政調査委員会, 1966.
- [12] 斎藤仁『農業金融の構造』東京大学出版会, 1971.
- [13] 佐伯尚美「農業近代化資金の基本問題」『長期金融』, vol.6, No.2, pp.69～81, 1969.
- [14] 佐伯尚美編著『農業金融の構造と変貌』農林統計協会, 1982.
- [15] 佐伯尚美『農協改革』社団法人, 1997.
- [16] 茂野隆一「農業経営体の信用補完—現状と課題—」泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』
- [17] 生源寺眞一・農協共済総合研究所編『これからの農協 発展のための複眼的アプローチ』農林統計協会, 2007.
- [18] 竹中久二雄『農政の総括とパラダイム転換 新しい基本法への課題』筑波書房, 1997
- [19] 谷口信和「日本農業の担い手問題の諸相と品目横断的経営安定対策」梶井功・谷口信和『農業構造改革の現段階—経営所得安定対策の現実性と可能性—』農林統計協会, 2007.
- [20] 谷口信和「品目横断的経営安定対策を通じた農業構造改革—その到達点と課題—」『畜産経営経済研究』畜産経営経済研究会, 2008.
- [21] 中島明郁『農村金融統計の見方・使い方』楽遊書房, 1983.
- [22] 中安定子・荏開津典生『農業経済研究の動向と展望』富民協会, 1996
- [23] 農業近代化資金制度 20 年史刊行会『農業近代化資金制度 20 年史』1982.
- [24] 農林漁業金融公庫『業務統計』各年度版
- [25] 農林漁業金融公庫『農林漁業金融公庫五十年史』2004.
- [26] 農林水産金融研究会『農林水産金融の動向』ぎょうせい, 各年度版

- [27] 農林水産省『1980年農業センサス』農林統計協会
- [28] 農林水産省『2005年農業センサス』農林統計協会
- [29] 農林水産省『生産農業所得統計』農林統計協会，各年版
- [30] 農林中央金庫『農林漁業金融統計』各年度版
- [31] 長谷川晃生「農協における農業融資の現状と課題—融資相談への対応を中心に—」『農林金融』2005，5月．
- [32] 長谷川晃生「農協における農業金融の課題—農業金融を巡る環境を踏まえて」『農業と経済』昭和堂，2006，6月．
- [33] 日暮賢司『農村金融論』筑波書房，2003．
- [34] 森佳子「政策金融改革化における農業政策金融の展開」『農業と経済』昭和堂，2006，6月．
- [35] 両角和夫『農協再編と改革の課題』家の光協会，1998．
- [36] 両角和夫「農業をめぐる環境変化と課題」『農業と経済』昭和堂，2006，6月．